

〔研究論文〕

**米州人権裁判所における国内的救済悉尽の原則とその実際****齊藤 功高**

〔Article〕

**Exhaustion of Domestic Remedies in the Jurisprudence of the Inter-American Court of Human Rights and Its Practice****Yoshitaka SAITO****Summary**

The Inter-American Commission on Human Rights and the Inter-American Court of Human Rights work in cooperation in the Inter-American human rights system. The former has been growing in significance as an organ for referring petitions to the Court after American Convention on Human Rights was established. And the latter became a very important organ as the last fortress to guard human rights of the alleged petitioner in his or her own country.

However, when the Commission complains about a case of rights violated by the state to the Court, it is limited in its authority to receive and admit a petition lodged by a victim of the violation of human rights because the victim should exhaust all available remedies in the local legal system before resorting to the international court.

One of the reasons which a state submits preliminary objections against the Court's jurisdiction is that the petitioner did not exhaust domestic remedies in the state of the alleged violation before lodging the petition with the Commission. Although local remedies should be adequate and effective for the type of violation alleged, States have often filed objections in an attempt to have the case dismissed on admissibility grounds. However, there are different assertions between the Commission and the state as to what are adequate and effective procedures of local remedies.

Section I of this article explains the principle of exhaustion of domestic remedies for the alleged violation in International Law and International Human Rights Law. Section II analyzes the requirement of the admission by the Commission on article 46 which provides exhaustion of domestic remedies in American Convention on Human Rights. Section III discusses the Court's judge of the remedies which have been pursued and exhausted under domestic law, the condition for exhaustion of domestic remedies, and the period to file a petition to the Commission. Section IV examines how the Court has judged exceptions of local remedies utilized by the alleged petitioner who has had his or her rights violated when one has been denied access to the remedies under domestic law or has been prevented from exhausting them. The last section confirms the attitude of the Court as a guard which tries to protect the human rights of the alleged victim.

## はじめに

国内的救済悉尽の原則は、国際法上認められてきたものであるが、現在ではすべての地域人権条約に導入されている。その理由は、人権保障はまず、人権侵害の被害者を生み出している国家自身で解決することが求められているからである。逆に言えば、国家が自国内で人権侵害を解決できない場合は、国際機関がその解決を強力に推し進めることができることを意味している。米州人権条約(以下、米州条約)にもその考えが貫かれており、国内的救済悉尽の原則は米州条約46条に規定されている。しかし、米州人権体制における国内的救済悉尽の条件は、他の人権体制よりも厳格ではないと言われる<sup>1</sup>。このことは、それだけ、米州諸国における劣悪な人権状況を改善したいという米州人権体制の決意の表れと言ってよい。

毎年、米州人権委員会(以下、委員会)に、限りあるスタッフでは処理しきれないほどの数多くの請願が寄せられる。米州条約成立以前の委員会の活動は主に現地調査に基づく研究と報告であったが、米州条約成立後は、米州人権裁判所(以下、裁判所)の提訴機関として新たにその役割を与えられた。

委員会が請願者に代わって裁判所に訴訟を提起すると、人権侵害だと訴えられている多くの国は、先決的抗弁で裁判所の管轄権を争う。当該国家が先決的抗弁で裁判所の管轄権を否定する理由の1つが国内的救済を尽くしていないという抗弁である。

そこで、裁判所は、どのような場合に人権の国内的救済が尽くされたとして委員会からの提訴を受理するか、あるいは、どのような場合に国内的救済悉尽の例外を認めるのか、裁判判例を通して人権の番人としての裁判所の法理を考察する。

## 1. 国内的救済悉尽の原則

### (1) 国際法における国内的救済悉尽の原則

国内的救済悉尽の原則とは、国家は、国際裁判所に訴えられる前に、それ自身の手段によって、自国の国内法制度の枠内で、申し立てられた違反に対し解決する機会を与えられなければならないとするものである<sup>2</sup>。これは、外国の過度の干渉に対して国家主権を保護するために国際法で使用されてきた原則である。国内的救済が尽くされているかどうかの証明について、請求国側は、一応国内的救済手段を尽くしたことを述べれば良いが、被請求国側は、まだ国内的救済が残されているか、あるいは、それが尽くされていないことを証明しなければならない<sup>3</sup>。

この原則は、初期のフィニシュ・シップオーナーズ事件<sup>4</sup>やアンバチエロス事件<sup>5</sup>において慣習国際法の規則であるとされ、また、インターハンデル事件(先決的抗弁)でも、国内的救済が国際裁判の手続きが始まる前に尽くされなければならないという原則は、慣習国際法の確立された規則で

1 Dinah Shelton, The Jurisprudence of the Inter-American Court of Human Rights, 10 Am. U. J. Int'l L. & Pol'y, Fall 1994, at 334 たとえば、欧州人権制度では、1992年には、1704件の事案が提出されたが、わずか189の事案しか受理されなかった。その多くは国内的救済が尽くされなかったという理由である。European Commission on Human Rights, Survey of Activities Statistics 6 (1992)

2 Interhandel (Switz v. U.S.), Preliminary Objections, 1959, ICJ REP. at 27

3 Case concerning Elettronica Sicula S.p.A (ELSI), Judgement, 1989, ICJ REP. at 46

4 Finnish Shipowners (Fin./Gr. Brit.), 3 R.I.A.A. 1479 (1934).

5 Ambatielos Claim (Gr./UK), 12 R.I.A.A. 83 (1956).

あるとされた<sup>6</sup>。

この国内的救済悉尽の原則は、外交保護権との関係で発展してきた。それは、外国人の身体上あるいは財産上の侵害を与えた加害国にその国内で解決する機会を与え、被害者本国に外交保護権を容易に行使させたり、国際裁判に安易に訴えて個人の被害が国家間の紛争へ容易に転嫁されないようにするという外交上の理由に基づくものであり、実定法上の原則というより、国際手続上の原則である<sup>7</sup>とされる。また、投資紛争を解決する方法として国際裁判を使うようになっている現状でも、国内的救済悉尽の原則は、国際裁判の前段階で投資紛争を減少するために使われている<sup>8</sup>。

## (2) 人権条約における国内的救済悉尽の原則

人権侵害の犠牲者が国際裁判に訴える前に、国内法で利用可能な救済をすべて追求し、かつ尽くさなければならないという原則は、国際法上一般に認められた原則である。しかし、人権分野における国内的救済悉尽の適用は、国際法上で一般的に言われている外国人の保護や外交的保護に対する国家責任の問題の類推から生じたというより、個人の国際法上の主体性が制限ながらも、国際人権法上で認められて、その結果、国際裁判で国家を訴訟に引き出すことができるようになったことが理由として挙げられる<sup>9</sup>。

たとえば、自由権規約選択議定書(2条)や人種差別撤廃条約(14条)では、人権委員会に個人として通報を提出できることが規定され、欧州人権条約(34条)や米州条約(44条)では個人からの申し立てを認めている。また、アフリカ議定書(5条3項)には、個人は、本議定書の34条6項に従って宣言をした当事国のみではあるが、裁判所に事件を付託することができる<sup>10</sup>とされている。

その結果、主要な国際的、地域的人権文書には人権の国内的救済を優先する国内的救済悉尽の原則が導入されてきた。国際的な人権文書の例として、自由権規約(41条1項(c))<sup>10</sup>、自由権規約選択議定書(5条2項(b))<sup>11</sup>、拷問禁止条約(22条5項(b))<sup>12</sup>、人種差別撤廃条約(14条2項)<sup>13</sup>などを挙げることができる。また、地域的な人権文書として、欧州人権条約(35条1項<sup>14</sup>)、米州条約(46条)、

6 Interhandel, *supra* note 2, *id.*

7 ブラウンリーは、国内的救済悉尽の原則は「慣行的政治的考慮によって正当化される規則であって、全体として、国際法から由来する論理的必要性によってではない」と述べている。Ian Brownlie, *Principles of Public International Law*, at 497 (5th ed. 1998)

8 Nsongurua J. Udombana, *So far. So fair: The Local Remedies Rule in the Jurisprudence of the African Commission on Human and Peoples' Rights*, 97 *Am. J. Int'l L.* 2003, at 4

9 *Id.*, at 7

10 自由権規約41条1項(C)「委員会は、付託された事案について利用しえるすべての国内的な救済措置がとられかつ尽くされたことを確認した後に限り、一般的に認められた国際法の原則に従って、付託された事案を取り扱う。ただし、救済措置の実施が不当に遅延する場合は、この限りでない。」

11 5条2項(b)「当該個人が、利用しうるすべての国内的救済措置を尽くしたこと。ただし、救済措置の適用が不当に遅延する場合は、この限りではない。」

12 22条5項(b)「当該個人が、利用しうるすべての国内的救済措置を尽くしたこと。ただし、救済措置の実施が不当に遅延する場合又はこの条約の違反の被害者である者に効果的な救済を与える可能性に乏しい場合は、この限りではない。」

13 14条2項「1に規定する宣言を行う締約国は、管轄の下にある個人又は集団であって、この条約に定めるいずれかの権利の侵害の被害者であると主張し、かつ、他の利用し得る国内的な救済措置を尽くしたもののからの請願を受理しかつ検討する権限を有する機関を、国内の法制度の枠内に設置し又は指定することができる。」

14 35条1項「裁判所は、一般的に認められた国際法の原則に従って、すべての国内的救済措置が尽くされた後で、かつ、最終的な決定がなされた日から六箇月の期間内のみ、事案を取り扱うことができる。」

バンジュール憲章(50条<sup>15</sup>、56条5項6項<sup>16</sup>)がある。

さて、国際人権法では、人権を侵害された人がその侵害を回復するために国際委員会、国際裁判所など国際的組織に問題を持ち込むことが最も重要だとされる<sup>17</sup>。このことは、人権条約が国際的義務の十分で効果的な履行を国内レベルで実行することを国家に求めていることからわかる<sup>18</sup>。その結果、条約締約国政府は、国際的人権組織に訴えられる前に、人権侵害を救済する機会を与えられてきた<sup>19</sup>。人権侵害を訴えられた国は、国際組織に訴えられる前に名誉を回復できる機会を与えられるのである<sup>20</sup>。また、国内的救済悉尽の制度は、国内的保護の制度に対して国際制度の2次的、補足的機能を強化することにつながる<sup>21</sup>。

国際裁判所は、最初に人権侵害を裁く裁判所ではなく<sup>22</sup>、同裁判所は利用可能だが国内的救済が尽くされたか、あるいは失敗に終わった後で、最後の手段としてのみ存在する。国際裁判に事件がもたらされる前に、国内裁判所に事件を解決する機会を与えることは、国内レベルと国際レベルの判断の矛盾を避ける効果がある<sup>23</sup>。さらに、国内的救済は、通常、国際的救済より解決が早く、費用も安く、上訴裁判所が下級審の決定を覆すことができるという意味で、より効果的である<sup>24</sup>。その意味で国内制度が人権違反に対する効果的な救済を与える国内的救済悉尽の原則は、種々の人権文書に反映されている。しかし、締約国は国内法に条約を導入することを義務付けられてはいない<sup>25</sup>。締約国に義務として課されているものは、選択した導入方法がたとえ何であれ<sup>26</sup>、法と慣行が条約上の個人の権利が保障されるように確保することである<sup>27</sup>。

そのため、人権条約は、国内的救済手段に何が適用されて、何が適用されないかの判断を裁判所に委ねている<sup>28</sup>。実際、裁判所は、しばしば、この規定は、柔軟性を持って、しかも過度の形式主義に陥らないで適用されなければならない<sup>29</sup>と表明してきた。

クラス対ドイツ事件で、裁判所は、秘密裏の監視を規定しているドイツの国内法は、実際に監

15 50条「委員会は、国内救済措置が存在する場合には、すべての国内的救済措置が尽くされたことを確認した後、付託された事案を取り扱うことができる。ただし、救済手続きが不当に遅延していることが委員会に明らかでない場合には、この限りでない。」

16 56条「第55条に規定された人および人民の権利に関する通報で、委員会によって受理された者は、次の要件を満たす場合に検討される。」5項「国内的救済措置が存在する場合には、それを尽くした後送付されること。ただし、この手続きが不当に遅延していることが明らかな場合は、この限りでない。」6項「国内的救済措置が尽くされた時または委員会が事案を取り上げた日から合理的な期間内に提出されること。」

17 Udombana, *supra* note8, at9

18 欧州人権条約1条、米州人権条約1条、バンジュール条約1条

19 Schouw Nielsen v. Denmark, 1958-1959 Y.B. Eur. Conv. on H.R. 412. 438 (Eur. Ct. H.R.)

20 Udombana, *supra* note8, at9

21 *Id.*

22 Aksoy v. Turkey, 1996-VI Eur. Ct. H.R., paras. 51, 80

23 Udombana, *supra* note8, *id.*

24 *Id.*

25 一般的に、国家は条約を国内法に導入する方法について自由裁量を持っている。このアプローチは、人権委員会によって取られている。HRC, General Comment 3(13) (Article 2: Implementation at the National Level), Report of the Human Rights Committee, UN GAOR, 36th Sess., Supp. No. 40, at 109, UN Doc. A/36/40 (1981)

26 Swedish Engine Drivers' Union, 20 Eur. Ct. H.R. (ser. A) (1976)

27 Udombana, *supra* note8, at11

28 たとえば、欧州人権条約35条1項

29 Akdivar v. Turkey, 23 Eur. H.R. Rep. 143 (1996)

視が行われたという証拠がなくても違法だとした<sup>30</sup>。裁判所は、当該法律の規定に秘密性があるということから、請願者に対する特別な監視の事実が証明されなくても、請願者としての請求を妨げられてはならないと判示した。裁判所は、国内的救済手段が単独では国内的救済の条件を満足させることはできないとしても、国内法の下で提供された国内的救済の全体から判断できるとしたのである<sup>31</sup>。

さらに、裁判所は国内的救済悉尽の新たな例外を決定することができる。トルコのケレクシ村で焼き討ちにあったトルコ人住民がトルコ国内の裁判所に一切訴えないで、直接欧州人権委員会に申立を行ったアクディヴァール事件<sup>32</sup>で、トルコ政府が国内的救済手段を尽くしていないと主張したが、委員会は、この苦情を受理した。

トルコ政府は、国内的救済原則に関する先決的抗弁を提起し、トルコ憲法125条によって緊急事態時でも行政当局の行為に起因する損害の賠償を行政裁判所に訴える無制限の権利が認められており、判例上クルド人労働者党の行為に起因する損害についても社会的リスク論に基づく補償責任を認める可能性があったにもかかわらず、原告は同手続を利用せず、民事上の賠償請求もしていないから、国内的救済を尽くしていない<sup>33</sup>と主張した。

これに対し、申立人は、1992年、事件がクルド人労働者党に避難の場を与える村を焼き払い、無人化する政府の政策の一部であり、これは国内的救済手段の利用を無意味にする行政慣行にあたる上、行政裁判所には軍治安部隊による放火事案を処理した先例はなく、民事上の救済手段も実際には利用できない<sup>34</sup>と反論した。

裁判所は、国内的救済に関する一般原則は、国際制度が国内制度を補完するものであるから、申立人は、主張される違反につき、利用できかつ十分な救済を与えるあらゆる国内的救済手段に訴えるべきであるが、不十分または効果的でない救済手段に訴える義務はなく、その場合は、国内的救済手段を尽くす義務から免除される<sup>35</sup>と判示した。

そして、具体的に、条約と両立しない行為の繰り返しと国家当局による公式の行為から構成される行政慣行の存在が示され、かつ、それが手続きを無意味または効果のないものにする性質のものである場合にも国内的救済悉尽の例外となる<sup>36</sup>と述べた。裁判所は、国内的救済悉尽の原則の適用は、人権保護のための制度という文脈で適用されているという事実を考慮して、欧州人権条約26条(現35条1項)は、ある程度柔軟にかつ過度の形式主義に陥ることなく適用されなければならない<sup>37</sup>と主張した。

本判決は、国内的救済悉尽の原則の例外に、国内的救済手段を尽くす義務を免除するような特別な事情がある場合と、初めから国内的救済手段を無意味または効果のないものにする性質の慣行がある場合を認めた事例である。

30 *Klass v. Germany*, 28 Eur. Ct. H.R. (ser. A) at 29, para. 64 (1978)

31 *Mutatis mutandis, X v. United Kingdom*, 46 Eur. Ct. H.R. (ser. A) , para. 60 (1981); *Van roogenbroeck v. Belgium*, 50 Eur. Ct. H.R. (ser. A) , para. 56 (1982)

32 *Akdivar and others v. Turkey*, 16 September 1996, Reports 1996-IV

33 『ヨーロッパ人権裁判所の判例』177頁

34 同上

35 同、178頁

36 同上

37 同上

## 2. 米州人権条約における国内的救済悉尽の原則

米州条約は条約法条約で定義される条約であるから、合意は拘束されるとの原則(26条)が適用される。したがって、権限のある当局は、条約に保障された権利と自由の行使を制限するような法律を立法すべきではないし、国際人権基準によって保障された基本的人権を侵害すべきではない<sup>38</sup>。

人権はある国家の国民であるという地位から由来するのではなく、人間自身の人格の属性に基づいているのであり、それゆえ、国内法によって与えられた保護を補強するために条約という形式で国際的保護を行うことが米州条約の前文で確認されている。すなわち、人権を保護する義務は第一に国家にあり、当該国家がその義務を果たさなかった場合に初めて国際社会が人権保護に関わるという制度を意味する。それは、ベラスケス・ロドリゲス事件でも裁判所によって確認され、いわゆる国内的救済悉尽の原則は、国際裁判等の国際手続に直面する前に、国内法の下で国家に問題解決を許すものとして認知されている<sup>39</sup>。

それゆえ、締約国は、その管轄下にあるすべての人に対して、権利及び自由の自由かつ完全な行使を確保することを義務付けられている<sup>40</sup>。したがって、締約国の管轄権の下にあるすべての人は、米州条約に掲げられた人権が締約国によって自由かつ完全な行使が確保されないときには、条約違反の告発または苦情を含む請願を人権委員会に提出することができる<sup>41</sup>。

委員会が個人(人の集団もしくは非政府団体を含む)の請願を受理する際には、主張された侵害について責任があると指摘された国の政府から情報を集め、請願が存在するか確認する。請願の内容が存在する場合には、請願に記載された事実を審理する。その場合、必要に応じて調査を行い、また、関連情報の提供を受ける。その後、侵害したとされる政府と被害者に対して友好的な解決を行う<sup>42</sup>。友好的な解決に達しなかった場合、事件を解決するために、委員会は、裁判所に事件を提訴することができる<sup>43</sup>。

米州条約は、委員会に個人の請願を受理する際、(a)一般的に認められた国際法の原則に従って、国内的救済措置が追求され、かつ、尽くされたこと、(b)請願または通報が、その権利の侵害を主張する当事者が最終的な決定の通知を受けた日から六箇月の期間内に提出されること、(c)請願または通報が扱う問題が、解決のために他の国際的手続に係属中でないこと、(d)請願が、これを提出する一以上の個人または団体の法令上の代表者の氏名、国籍、職業、住所および署名を含んでいること<sup>44</sup>、という4つの条件に従うことを義務付けている。

ただし、(a)及び(b)の条件は、①関係国の国内法が、侵害されたと主張される権利の保護のために法の適正手続を設けていない場合、②その権利を侵害されたと主張する当事者が、国内法上の救済措置を利用することを拒否されたか、もしくはそれを完了することを妨げられた場合、③前記の救済措置の下での最終的な決定がなされるのに不当な遅延があった場合、には適用されない<sup>45</sup>。

38 Udombana, *supra* note 8, at 10

39 Velásquez Rodríguez Case, Merits, Inter-Am. Ct. H.R., Judgment of July 29, 1988, Ser. C, No. 4, para. 61

40 米州人権条約1条

41 同44条

42 同48条～50条

43 同61条

44 同46条1項 委員会内規37条にも同様の規定がある。

45 同46条2項

人権侵害をしたとされる国の政府は、国内的救済措置が尽くされていないという先決的抗弁を提出して、裁判管轄権を争うことが多い。したがって、国内的救済措置が尽くされるとは具体的にどのような状態をいうのかが問題となる。

### 3. 米州人権裁判所における国内的救済悉尽に対する判断

裁判所に提訴する権限は締約国の他、委員会のみが有している。個人には裁判所に提訴する権利はないので、人権を侵害されたと主張する個人あるいは集団、または非政府団体は、まず、委員会に請願という形で人権侵害の訴えをする。その請願が委員会で受理されて初めて人権侵害に対して行動が起こされるのである。委員会は、請願の内容を審査する権限に加えて、請願者に代わって裁判所に人権侵害の訴えを起こす役割を有している。そこで、問題になるのが、米州条約46条の請願を受理する際の条件である。

#### (1)「国内的救済措置が追求され、かつ、尽くされたこと」の判断

請願者は、国家の人権侵害行為に対して委員会に請願をする場合、所定の請願書類を委員会に提出する。請願は、国際法に従って、国内的救済を尽くさなければ受理されない<sup>46</sup>、請願書類には人権侵害事実を詳細に記述するようになっている。すなわち、請願者は、どのような国内的救済を試みたのか、その結果はどうなったのかについての情報を提供しなければならず、また、事件が国内裁判所で審理されているときは、その提訴内容や最終判決のデータの情報を含めなければならない<sup>47</sup>。

このように請願書類に記載された内容に基づき、委員会は、国内的救済が追求され、かつ、尽くされた内容の請願であるかどうかを判断する。

46 委員会内規37条

47 請願書類の形式には以下の項目がある。第2節「申し立てられた事実」、2.「諸事実」・年代順に、可能な限り完全で詳細な説明をすること、特に申し立てられた事実が起こった場所、日にち、状況を特定すること。3.「責任を有すべきと申し立てられた当局」・申し立てられた事実責任があると考える人あるいは当局を確定すること、そして、請願者が申し立てられた侵害に当該国家が責任を有すると考える理由の関する情報を追加すること。4.「侵害されたと申し立てられた人権」・侵害されたと考える人権を示すこと。(可能ならば、米州人権宣言、米州人権条約あるいは、その他の米州人権諸条約で保障された権利を特定すること。)第3節「申し立てられた事実を解決するために意図された司法的救済」・司法機関に犠牲者あるいは請願者が行った訴訟、可能ならば、その他の国内当局に行った救済や行政機関に対する救済を説明すること。・国内的救済が尽くされる可能性がない場合は、可能性がないもっとも適切なものを以下から選ぶこと。①侵害されたと申し立てられた権利の保護をするための適正手続を保証した国内法がないこと、②国内的救済へのアクセスが許されていないか、あるいは、救済を尽くすことが妨げられていること、③最終的な決定を提出するのに不当な遅延があること、そして、その理由を説明すること。・司法的調査があったかどうかを示すこと。司法的救済が始まった日付、終了した日付、とその結果を示すこと。司法的調査が完了していない場合はその理由を示すこと。・可能なら最終決定の通知された日付を示すこと。第4節「利用可能な証拠」1.「証拠」・利用可能な証拠は、(たとえば、司法的あるいは行政的記録、専門的報告書、法廷の報告書、写真、記録ビデオ、あるいはフィルム、その他の)申し立てられた侵害を証明する文書を含む。\*可能なら、これらの文書のコピーを添付すること。\*これらの文書を送ることができない場合は、その理由を説明し、将来送ることができるかどうか示すこと。その場合、申し立てられた事実を証明するのに関係のある文書をしめすこと。・請願の元となる証拠を挙げること。2.「目撃者」・可能なら、申し立てられた侵害の目撃者を挙げる。これらの人が司法当局に対して陳述をしたなら、可能なら、司法当局に目撃者の陳述のコピーを送ること。あるいは、将来それらを送るかどうか示すこと。目撃者の身元を秘密にしておく必要があるかどうか示すこと。

請願内容が国内的救済を尽くしていない場合には原則として受理できないが、国内的救済が尽くされる前に、委員会が請願を受け取る場合がある。しかしその場合でも、その事案については当該国家の最終判断まで審理せず、国家の最終判断が出たと委員会が判断した時点で審理を進めることができる。

カステロ・ペトルツィ事件<sup>48</sup>では、請願者は、事件がペルーの軍事裁判所で係争中にもかかわらず、委員会に苦情を提出した。

ペルー政府は、被害者に対する訴訟手続きが進行中であった1994年1月28日に、委員会はすでに請願審理の手続きを始めたと主張した。委員会がその手続きを始めていたため、1994年5月3日に、特別軍事最高裁判所(the Special Military Supreme Court of the Supreme Council of Military Justice)が、被害者の犯行に対して有罪の判決を下した直後の1994年6月29日に、委員会はその苦情をペルーに知らせることができたと同国は主張した。その結果、ペルーは、委員会の行為は米州条約46条1項(a)と47条(a)、委員会内規37条、委員会規程18条、19条aの国内救済悉尽の条件に一致しない<sup>49</sup>と主張した。

それに対して、委員会は、当該請願を受理はしたが審理はしない状態で、特別軍事最高裁判所が1994年5月3日に有罪判決を出してから1994年6月29日にペルーに苦情を送付したと主張した。加えて、委員会は、具体的な事件における関連する手続き規範とその適用を定める2つのペルー国内法令(25,659法令と25,708法令)は、国家反逆罪には適正手続の基本的保障を与えないとしていることから、これ以上国内的救済を尽くすことは必要ないと主張した。そして、委員会は、この議論は、米州条約46条(2)に規定する国内的救済悉尽の規則の例外に基づいているものだ<sup>50</sup>と指摘した。

裁判所は、委員会が軍事裁判所で刑事手続きの進行中にこの苦情を受理した場合でも、苦情の単なる受理は、当該事案の手続きを始めたことにはならない<sup>51</sup>と指摘した。裁判所は、厳格に言うところ、請願者から提出された苦情の受理は手続きの開始を意味するのではなく、苦情を許可する決定と、適切な時に当該国家に苦情を通知するような委員会の特別な行為を混同すべきではない<sup>52</sup>と述べる。

裁判所は、この事案では、苦情の審理手続きは苦情が提出されてから数か月後に始まり、それは軍事裁判所の最終判決がすでに出た後であり、委員会は、苦情が提出され、それに関する所見を必要とすることを1994年6月29日の通知によって、ペルーに知らせただけであった<sup>53</sup>と判示した。

パスカルッチは、裁判所のこのような判断は、米州人権体制の慣行を考慮に入れたもので、委員会が受理不可能として請願を送り返し、その後、請願者にもう一度提出させることは効率が悪い<sup>54</sup>と述べる。また、同氏は、請願者は、しばしば、受理許容性を理解していないし、委員会が請願を処理する前に最終的な結果を待つ必要もない<sup>55</sup>と述べ、もし、委員会が国内裁判所で最終結果が出るまで請願を受理しないとすれば、特に国内裁判所の判決がしばしば遅延することを考慮に入れる

48 Castillo Petrucci *et al.* v. Peru Preliminary Objections, Inter-Am. Ct. H.R., Judgment of September 4, 1998 (Ser. C) No. 41, para. 52.

49 *Id.*

50 *Id.*

51 *Id.*, para. 54.

52 *Id.*

53 *Id.*, para. 55.

54 Jo M. Pasqualucci, Preliminary Objections Before the Inter-American Court of Human Rights: Legitimate Issues and Illegitimate Tactics, Fall 1999, 40 Va. J. Int'l L., at 61.

55 *Id.*



と、いつの時点で請願を出すべきかに関して犠牲者とその家族に混乱を生じさせ、その結果、彼らを欲求不満にさせるだけだろう<sup>56</sup>と言う。

## (2) 国内的救済悉尽の条件

国内的救済は十分で効果的なものでなければ、国内的救済措置が追求され、かつ、尽くされたことにはならない。国内的救済が尽くされていないと主張する国家は、国内的救済の余地が残っており、それは効果的なものであることを証明しなければならないと裁判所は一貫して判断している<sup>57</sup>。

裁判所の最初の事件であるベラスケス・ロドリゲス事件ではすでに、裁判所は、米州条約46条1項(a)にいう「一般的に認められた国際法の原則」は、国内的救済が形式的なものではなく、46条2項に規定された例外によって示されているように、十分で効果的な救済でなければならない<sup>58</sup>と述べていた。十分な国内的救済とは、被害者が法的権利の侵害を提出するのにふさわしい内容でなければならない<sup>59</sup>、国内的救済が効果的であるためには、救済は、意図された結果を生み出すことが出来なければならない<sup>60</sup>。

裁判所は、2つの勧告的意見で効果的な救済を与える義務の範囲を強調した。一つは、緊急時における人身保護令状に関するものであり<sup>61</sup>、もう一つは、緊急時における司法上の保護についてである<sup>62</sup>。これらの結論は、米州条約27条2項<sup>63</sup>の規定によって、7条6項<sup>64</sup>と25条1項<sup>65</sup>に保証さ

56 *Id.*

57 Velásquez Rodríguez Case, Preliminary Objections, Judgment of June 26, 1987 (Ser.C) No. 1, para. 88; Fairén Garbí and Solís Corrales Case, Preliminary Objections, Judgment of June 26, 1987 (Ser.C) No. 2, para. 87; Godínez Cruz Case, Preliminary Objections, Judgment of June 26, 1987 (Ser.C) No. 3, para. 90; Gangaram Panday Case, Preliminary Objections, Judgment of December 4, 1991 (Ser.C) No. 12, para. 38; Neira Alegría et al. Case, Preliminary Objections, Judgment of December 11, 1991 (Ser.C) No. 13, para. 30; Castillo Páez Case, Preliminary Objections, Judgment of January 30, 1996 (Ser.C) No. 24, para. 40; Loayza Tamayo, Preliminary Objections, Judgment of January 31, 1996 (Ser.C) No. 25, para. 40; Cantoral Benavides Case, Preliminary Objections, Inter-Am. Ct. H.R., Judgment of September 3, 1998 (Ser.C) No. 40, para. 31

58 Velásquez Rodríguez Case, *supra* note 39, para. 63

59 Dinah Shelton, *The Jurisprudence of the Inter-American Court of Human Rights*, Fall 1994, 10 Am. U. J. Int'l L. & Pol'y, at 345

60 *Id.*

61 Habeas Corpus in Emergency Situations (arts. 27(2), 25(1) and 7(6) American Convention on Human Rights), Advisory Opinion OC-8/87 of January 30, 1987

62 Judicial Guarantees in States of Emergency (arts. 27(2), 25 and 8 American Convention on Human Rights), Advisory Opinion OC-9/87 of October 6, 1987

63 27条2項「1の規定は、以下の各条、すなわち、第3条(法の前に人として認められる権利)、第4条8生命に対する権利」、第5条(人道的な取扱いを受ける権利)、第6条(奴隷状態からの自由)、第9条(事後法からの自由)、第12条(良心および信教の自由)、第17条(家族の権利)、第18条(姓名を持つ権利)、第19条(子どもの権利)、第20条(国籍を持つ権利)および第23条(参政権)、またはこれらの権利の保護に不可欠な司法上の保障のいかなる停止も認めるものではない。」

64 7条6項「自由を奪われた者は、裁判所がその逮捕または拘禁が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること、およびその逮捕または拘禁が合法的でない場合にはその釈放を命じることができるように、権限ある裁判所に訴える権利を有する。自由を奪われるおそれがあると信じるすべての人が、それが合法的であるかどうかを速やかに決定することができるように権限ある裁判所に訴える権利を有すると規定している締約国においては、そのような救済を制限または廃止してはならない。関係当事者またはその者を代理する者は、そのような救済を求める権利を有する。」

65 25条1項「すべて人は、関係国の憲法もしくは法令またはこの条約によって認められた基本的権利を侵害する行為に対する保護を求めて、たとえその侵害が公務の執行中の者により行われた場合でも、簡易かつ迅速な訴え、またはその他の実効的な訴えを権限ある裁判所または法廷に対して行う権利を有する。」

れた法的救済は停止されるべきではないとするもので<sup>66</sup>、また、7条2項に従って、逸脱できない重要な司法上の保護には、人身保護令状(7条6項)、そして、停止が条約によって権威づけられない権利と自由の尊重を保護することを意図された裁判官あるいは、裁判所の前でその他の効果的な救済を受けること(25条1項)を含むとした。そして、裁判所は、これらの司法上の保護は、8条(公正な裁判を受ける権利)に規定する枠組みと法の適正手続の原則の範囲内で行使されるべきであると述べた。

### (3) 請願提出の期限

米州条約46条1項(b)に、請願は、その権利の侵害を主張する当事者が国内裁判所の最終決定の通知を受けた日から6箇月以内に提出されることとなっているが、請願提出期限を委員会、裁判所はどのように考えるのであろうか。

ネイラ・アレグリラ事件で、ペルーは、米州条約46条1項(b)の請願提出期限の条件を理由に、その条件が満たされていないので、委員会は当該請願を審理する権限はない<sup>68</sup>と主張した。

ペルー政府によると、請願は1987年9月1日に委員会に提出されたというが、委員会の記録では、1987年8月31日になっている<sup>69</sup>。しかし、裁判所は、この両者の主張する1日のずれは、この事件の解決には法的には無意味であるとして、この問題を議論することは必要とは思われない<sup>70</sup>と述べた。このような裁判所の判断は、46条の国内的救済悉尽の例外と関係する。請願の提出期限は、46条の国内的救済悉尽の例外が認められれば、提出期限に制限がなくなるからである。そこで、裁判所は、本件問題が国内的救済を尽くした請願であることを証明する。

ペルー政府は、国内的救済は、憲法裁判所(the Court of Constitutional Guarantees)の判決の知らせを受けた1987年1月14日に尽くされたことと先決的抗弁で主張し、1991年12月6日の公聴会でも繰り返して述べた<sup>71</sup>。さらに、同政府は、裁判所の活動を規定する法律23,385の46条の下でなされた判決は、国内的救済の悉尽の効果を持つ<sup>72</sup>と主張した。

したがって、ペルーの主張では、国内的救済が尽くされたのは1987年1月14日で、請願が提出されたのは、1987年9月1日(委員会の記録は8月31日)であり、請願提出期限の6箇月を過ぎるので、請願を受理した委員会の決定は無効だというものである。

しかし、この主張は、1989年9月29日の文書に含まれるペルー政府の主張と異なっている<sup>73</sup>と裁判所は述べる。それによると、1989年9月29日付文書では、ペルーは、国内的救済は尽くされていないと主張したが、1年後の1990年9月24日には、尽くされていると反対の立場を委員会に表明した。この事実により、裁判所は、国際慣行では、一方当事者が有利な立場を取り、他方当事者が不利な立場になる場合は、エストップの原則が適用される<sup>74</sup>としてペルーの主張を採用しなかった。

66 Habeas Corpus in Emergency Situations, supra note 61, para.44

67 Judicial Guarantees in States of Emergency, supra note62, para.41

68 Neira-Alegria case, supra note57, para26

69 *Id.*,para.27

70 *Id.*

71 *Id.*,para.28

72 *Id.*

73 *Id.*

74 *Id.*,para.29

また、裁判所は、特別軍事裁判所(the Special Military Tribunal of Peru)の手続きは実際の救済に当たらないし、あるいは、この裁判所が権限ある裁判所であると想定することもできない<sup>75</sup>と述べ、重要なことは、国内的救済の悉尽に関する限り、政府は2つの矛盾した声明を行っており<sup>76</sup>、この矛盾は、46条1項(b)の請願の非許容性と直接関係がある<sup>77</sup>と主張した。

事実、当該期間は国内的救済の悉尽に関係するから、政府が当該期間は終了したと委員会に示すことが必要である。裁判所は、国際法の一般的に承認された原則によって、国家が国内的救済を尽くしていないという主張を放棄する場合を列挙した初期の判決を引用する。第1に、これは、国内的救済を実施する権利を有する国家によって明示的に、あるいは黙示的に放棄できる規則である<sup>78</sup>こと、第2に、国内的救済を尽くしていないという主張は、その条件の免除が推定されなければ、請願受理手続の最初の段階でなされるべきであること、第3に、国内的救済を尽くしていないと主張する国は、国内的救済が尽くされ、しかも効果的であることを証明する義務がある<sup>79</sup>ことという3つの条件を挙げる。

裁判所は、以上の理由で、ペルーは46条1項(b)を主張することはできない<sup>80</sup>と判示した。

#### 4. 米州人権裁判所における国内的救済悉尽の例外の判断

一定の条件の下で、国際法は、請願者に国内的救済を尽くすことを要求しない場合がある<sup>81</sup>。それは、人権侵害された被害者あるいはその家族が、その侵害の法的救済を国家に追及する際に大きな障害となるのを防ぐためである。この理由で、米州条約も国内的救済悉尽の原則の例外を規定している<sup>82</sup>。それは、①法の適正手続が設けられていないため、被害者の権利が行使できない場合、②国家当局が、国内的救済のためのアクセスを否定するか、あるいは妨げる場合、③最終的な国内判断が出される際に、不当な遅延があるとき、の3つである。では、裁判所は、これらの例外項目に対し具体的にどのような場合に国内的救済悉尽の例外と判断しているのだろうか。

##### (1) 国内的救済のアクセスが否定され、あるいは、妨げられている場合

上記①法の適正手続が設けられていないため、被害者の権利が行使できない場合は、②のアクセス権が侵害された場合とともに議論されているので、ここでは①②を区別せず扱う。

強制的失踪事件では、被害者が生存しているのかが問われる。その場合最も重要なのは、被害者本人を法廷の場に出して審理を行うことである。そのために必要とされるのが、人身保護令状である。人身保護令状とは、拘禁の合法性が決定され、あるいは、適切な場合には拘禁者の解放が命じられる目的で、裁判官の前に拘禁された者を連れてくるよう適切な当局に命じる司法的命令

75 *Id.*

76 *Id.*

77 *Id.*, para.30

78 Viviana Gallardo et al., Judgment of November 13, 1981, No. G 101/81 (Ser.A) para. 26

79 Velásquez Rodríguez Case, 1987, para. 88; Fairén Garbí and Solís Corrales Case, 1987, para. 87; Godínez Cruz Case, 1987, para.90

80 Neira-Alegria case, supra note57, para.31

81 Brownlie, Principles of Public International Law, supra note 31, at 499-500.

82 米州条約46条2項

の手段であり、恣意的拘禁に対して身体的自由あるいは身体的統合を保護するよう意図された司法的救済である<sup>83</sup>。したがって、強制的失踪事件以外にも、不当な拘禁事件でも人身保護令状が被害者救済の方法として良く用いられている。

人身保護令状は、人の生命と身体的一体性を保証する場合、あるいは、失踪または所在の秘密保持を防止する場合、拷問や他の残虐的な非人道的なあるいは品位を傷つける処罰や取扱いから保護する場合に、死活的な役割を果たす<sup>84</sup>。米州条約の創案者たちは、人身保護令状が25条の司法的保護の一般的な救済とは区別して、特別な救済である<sup>85</sup>と述べた。

裁判所は、人身保護令状を、当局による拘禁されたと推定される人を見つけ、拘禁者が合法的に拘禁されているかどうか決定し、適切なら、解放をえる通常的手段であると見なしている<sup>86</sup>。

国家の第一の義務は、拘禁された者に人身保護令状の救済を求めることを保証することである<sup>87</sup>。

自由を奪われた状況によって人身保護令状の権利を利用できないときは当然に有している権利をその者は否定されたことになるので、政府が人を拘禁していることを否定する強制的失踪は、米州条約7条6項に違反することは明らかである<sup>88</sup>。また、接見できない拘禁も、人身保護令状の権利の侵害となる<sup>89</sup>。

利用可能な国内的救済は現実的でなければならないし、法によって条件を付けてはならない<sup>90</sup>。救済は形式的に規定されているだけでは十分ではない。また、効果的であることを必要とする<sup>91</sup>。

ロドリゲス事件で、裁判所は、人身保護令状の請願時に、ホンジュラスの状況についての広範な証拠を審理した。ホンジュラスの立法議会のメンバー、法律家、失踪者とその親族は、当時利用できる法的救済には効果がない<sup>92</sup>と証言した。人身保護令状手続を提出した法律家は脅され、人身保護令状を実行する責任のある裁判官自身が拘禁場所の査察を妨げたとの証言もあった<sup>93</sup>。そのため、人身保護令状の手続条件が救済を効果のないものとした<sup>94</sup>と裁判所は見ていた。

したがって、法的な救済は理論的にはホンジュラスでは利用可能であったが、当局はそれらを無視しており、拘禁場所が極秘であるため公の救済が不可能であり、さらに、弁護士と裁判官が当局から脅かされていたという事実などから、国内的救済は効果的ではない<sup>95</sup>と裁判所は判示した。

83 Habeas Corpus in Emergency Situations, *supra* note61, para. 33

84 *Id.*,para.35

85 Brian Farrell,The Rights to Habeas Corpus in the Inter-American Human Rights System,33 *Suffolk Transnat'l L. Rev.* 197 Summer 2010, at212

86 Velásquez Rodríguez Case, *supra* note39,para.65; Godínez Cruz Case,1989 Inter-Am. Ct. H.R. (ser. C) No. 5, para.68 (January 20, 1989); Fairen Garbí & Solís Corrales Case, 1989 Inter-Am. Ct. H.R. (ser. C) No. 6, para.90 (Mar. 15, 1989).

87 Juan Humberto Sánchez, 2003 Inter-Am. Ct. H. R. (ser. C) No. 99, para.85 (June 7, 2003).

88 Velásquez Rodríguez case, *supra* note39,paras.155, 186; Godínez Cruz case, *supra* note 57,paras.163, 196; Fairen Garbí & Solís Corrales case, *supra* note57,para.148; Bámaca Velásquez, 2000 Inter-Am. Ct. H. R. (ser. C) No. 70, para.142 (Nov. 25, 2000).

89 Levoyer Jiménez v. Ecuador, Case 11.992, Inter-Am. C. H. R., Report No. 66/01, OEA/Ser.L./V/II.114, doc. 5 rev. paras.67-68 (2001)

90 Loayza-Tamayo, 1997 Inter-Am. Ct. H. R. (ser. C) No. 33, para.57 (Sept. 17, 1997); Castillo Petruzzi, *supra* note48, para.197; Cantoral Benavides, 2000 Inter-Am. Ct. H. R. (ser. C.) No. 69, para.164 (Aug. 18, 2000).

91 Acosta Calderon v. Ecuador, 2005 Inter-Am. Ct. H. R. (ser. C) No. 129, para.93 (June 24, 2005).

92 Velásquez Rodríguez case, *supra* note39, para.76.

93 *Id.*,para.78

94 *Id.*,para.66

95 Velásquez Rodríguez case, *supra* note39,para.80.

人身保護令状を要請する要件に拘禁場所の特定、拘禁を命令している当局の特定の項目があれば、国家当局が秘密裏に拘禁している人を見つけ、拘禁の命令者を特定するのは難しい。この場合には、拘禁の事実を証明するにも拘禁の証拠は噂でしかつかめないし、拘禁場所も分からないからである<sup>96</sup>。

ロドリゲス事件で、犠牲者の家族は、委員会に請願を提出する前に、3つの人身保護令状と2つの刑事上の苦情を提出した。しかし、それは成功しなかった<sup>97</sup>。ホンジュラスは、第1の人身保護令状は、請願者が最後まで証拠を追及できなかったので無効であり、第2、第3の人身保護令状は、第1人身保護令状と同じ目的、事実、法的理由しか挙げなかったので無効とした<sup>98</sup>。また、ホンジュラスは、刑事上の苦情に関しては、推定としての証拠は挙げられていたが、事実としての証拠は何ら提出されておらず<sup>99</sup>、手続的に裁判所に出廷する被告人に関して証拠を欠いているので刑事上の苦情は却下された<sup>100</sup>と述べた。

ホンジュラスの主張は、ホンジュラス法で要求されているように、請願者が人身保護令状に拘禁場所と拘禁している当局を明らかにしていないことを理由に、まだ国内的救済は尽くされていないというものだった<sup>101</sup>。

それに対して、裁判所は、ホンジュラスが提出した基準、たとえば、失踪に基づく死の推定、死亡したと推定される人の財産の処分を相続人に許可し、あるいは、配偶者に再婚を許可する目的のようなホンジュラス政府が特別に引用した民事手続きは、失踪者を発見したり、あるいは、その人の自由を獲得するための救済としては十分ではなく、このような基準は明らかに不条理で不合理である結果に導くように解釈されるべきではないとして、ホンジュラスの主張を否定した<sup>102</sup>。

裁判所は、救済は予期される結果を生み出すことができるという意味で、効果的でなければならぬので、ホンジュラスの人身保護令状の手続的条件は、同令状の救済を効果のないものとする<sup>103</sup>と述べた。また、裁判所は、人身保護令状はそれが政府によって公平に適用されないなら、あるいは、それを援用する当事者がそのことによって危険となるならば、効果的な救済とは見なされない<sup>104</sup>と判示した。

この点で、ファイレン・ガルビとソリス・コラレス事件でも、裁判所は、ホンジュラスで巨大な秘密の墓が見つかり、そこから遺体が発掘されたが、これは重要な失踪の証拠とはなるとしても、失踪したと思われる人の権利を保証する効果的な救済ではないとして、ホンジュラスの主張を拒否した<sup>105</sup>。

結局、裁判所は、強制的失踪の場合の十分に効果的な国内的救済は、人身保護令状によって、被害者本人が裁判所に出廷することだと考えており、それができない場合は、請願者は国内的救済を追及することから免れることができる<sup>106</sup>と判断している。

---

96 *Id.*, para. 65

97 *Id.*, para. 74.

98 *Id.*, para. 75

99 *Id.*

100 *Id.*

101 *Id.*

102 *Id.*, para. 64

103 *Id.*, para. 66

104 *Id.*, para. 66.

105 *Fairén Garbi and Solís Corrales Case, Merits, Inter-Am. Ct. H.R., Judgment of March 15, 1989 (Ser.C) No. 6, para. 89.*

106 *Jo M. Pasqualucci, supra note 54, at 63*

## (2) 不当な遅延の場合

米州条約46条2項(c)に規定されている「不当な遅延」があった場合を刑事事件と民事事件に分けて考察する。

まず、刑事事件で不当な遅延が問題になるのは、身体の自由に対する権利を定めた7条6項の「遅滞なく決定する」の解釈である。刑事事件、民事事件の両方に関連しているのは、公正な裁判を受ける権利を規定する8条1項の「合理的期間内」の解釈が問題となる。

7条6項は、自由を奪われた者は、裁判所がその逮捕または拘禁が合法的であるかどうかを遅滞なく決定することを訴える権利を有すると規定している。裁判所は、何が「遅滞」を構成するかに関して明確な規則を確立しているわけではないが、裁判所や委員会の事案から若干の一般的な指針を見つけ出すことは可能である<sup>107</sup>。

裁判所は、アコスタ・カルデロン対エクアドル事件で、7条6項は人身保護令状のための請願がエクアドルの刑事手続法の下で決められた48時間以内に行われなかった場合は、違反となると見なした<sup>108</sup>。

裁判所は、7条6項は人身保護令状のような措置が遅延なく、権限のある裁判官あるいは裁判所によって決定されなければならないことを要求している<sup>109</sup>と述べる。この事件では、犠牲者によって提出された人身保護令状の要求、とりわけ、1991年10月の要求は履行されなかった。カルデロン氏の繰り返しの要求、たとえば、1990年7月27日の要求で決定した内容を、エクアドルは、1973年の刑事手続法458条にある48時間以内に決定を提出しなかった<sup>110</sup>。決定が提出されたのは、1990年9月13日で44日遅かった。自由の法的保護の内容は形式的には存在するとしても、遅延なく、犠牲者の逮捕あるいは拘禁が合法であるかを決定する目的が達成されなかったため、エクアドルの裁判所の決定は効果がなかった<sup>111</sup>と裁判所は判断した。

この事件で言及された期間の合理性は、最初の手続き行為から最終判決が出た日まで合計した期間に関して分析されなければならない<sup>112</sup>。この意味で、刑事事件では、期間は個人の逮捕の日から始まると裁判所は述べ、アコスタ氏は、1989年11月15日に逮捕されたので、期間としては同氏が1994年12月8日に有罪判決を受けた日<sup>113</sup>まで計算しなければならない<sup>114</sup>と判示した。

8条1項の「合理的な期間」についての用語を定義するため、裁判所は、①事案の複雑性、②当事

107 Brian Farrell, *The Rights to Habeas Corpus in the Inter-American Human Rights System*, 33 *Suffolk Transnat'l L. Rev.* 2010, at218

108 *Acosta-Calderón case*, supra note91, para.97

109 *Id.*,para.97

110 エクアドルの刑事手続法458条には、人身保護令状の要求を審理する裁判官は、この要求書を受け取った後ただちに拘禁者を法廷に出頭させるよう命じ、拘禁の合法性を確認して、48時間以内に法的な判断を提出するとある。*Id.*,para.95

111 *Id.*

112 *Id.*,para.104

113 *Id.*,para.50(3)1994年12月8日、テナのナボ刑事裁判所は、カルデロン氏に麻薬及び向精神剤取締法the Law on the Control of the Trafficking of Narcotics and Psychotropic Substances33条(c)により有罪の判決を下し、キトにある社会更生センターで9年の刑を言い渡された。そして、彼に5万スクレの罰金の支払いを命じた。

114 *Id.*,para.104

者の手続き行動、③司法当局の態度<sup>115</sup>の3つの要素を考慮する<sup>116</sup>。裁判所は、この3つの要素を基に、合理的な期間を判断する。すでに、委員会は、ナチヴィとマルチネス対ホンジュラス事件で、この3要素を考慮に入れて、失踪の深刻な性質に与えられた人身保護令状決定に5日間かかるのは「長すぎる遅滞」であると表明している<sup>117</sup>。

裁判所は、まず、①については本件の事案は複雑ではないので、事案の複雑性は考えなくても良いとし、この事件の経過から、アコスタ氏が遅延となる原因を作ったとは考えられないとして②の要素もクリアされるとした。そして、裁判所は、この事件の証拠から、事件の過程で5年以上の遅延は司法当局の態度によるものである<sup>118</sup>と決定した。欧州人権裁判所でも、欧州人権条約5条4項の下で、拘禁の合法性を判断する際の迅速性の決定は個々の事件の状況によるとしている<sup>119</sup>。

結局、裁判所は、アコスタ氏の損害に対して、エクアドルは、8条1項にある合理的な期間内に審理すべき権利に違反していた<sup>120</sup>と結論づけた。

次に、国家に対する民事訴訟である身障者の子どもの医療に関して過度の遅延を招いた司法当局の責任の問題を取り上げる。

アルゼンチンは、判決の支払い方法に関して国内的救済が尽くされていないと主張した。その理由として、同国は、犠牲者が主張する身障者への補償支払いを規定する法律が憲法違反とするなら、特別な上訴が必要となり、それを含めて国内的救済は尽くされていないとするものである<sup>121</sup>。

それに対して、委員会は、46条2項(c)の例外を以下の理由によって説明した<sup>122</sup>。

- ①子どもの深刻な恒常的障害に関する手続きとして、13年の裁判期間は、通常の救済としては不当な遅延である。
- ②犠牲者の不当な遅延であるという請求の理由の1つにある特別な上訴という手段が裁判所の自由裁量であるという訴えに対して明確な証明がなされていなかった。
- ③請願者は、侵害を救済することを目的としない特別な救済を提出する義務はない。フルランの父によって提出された訴訟の目的は、通常の手続き期間で彼の息子が被った深刻な恒常的な障害の補償を得ることだった。
- ④アルゼンチンの主張のように、本件以外の場合に適用される法律なら憲法上特別の上訴は効果があったかもしれないが、本件で問題にしているのは時間の壁である。

犠牲者の代表は、利用できる適切で効果のある国内的救済は、控訴審に提訴することによって尽くされた<sup>123</sup>と主張した。また、連邦憲法上、特別な動議を提出することが必要であるという国家

---

115 裁判所はこの基準をすでに以下の判決で述べている。Case of the Serrano Cruz Sisters, Judgment of March 1, 2005 (Ser.C) No. 120, para. 67; Case of Tibi, Judgment of September 7, 2004 (Ser.C) No. 114, para. 175; Case of Ricardo Canese. Judgment of August 31, 2004 (Ser.C) No. 111, para.141.

116 Acosta-Calderón case, supra note 91, para.105

117 Nativí & Martínez v. Honduras, No. 7864, Inter-Am. C.H.R., Report No. 4/87, OEA/Ser.L/V/II.71, Doc. 9 rev. 1 (1987).

118 Acosta-Calderón case, supra note 91, para.106

119 Ruiz-Mateos v. Spain, App. No. 12952/87, 16 Eur. H.R. Rep 505, 514-15 (1993); Sanchez-Reisse v. Switzerland, 107 Eur. Ct. H.R. (ser. A) at 20 (1986)

120 Acosta-Calderón case, supra note 91, para.108

121 Case of Furlan and Family v. Argentina, Judgment of August 31, 2012, Ser.C No. 115, para.16

122 *Id.*, para.19

123 *Id.*, para.21

の主張に関して、この救済手続きは、特別であることに加えて、例外的で、自由裁量的であり、法的解決には属さない<sup>124</sup>と述べた。さらに、下級審で約10年審理した後で、障害を持った子どもの包括的な補償目的のために、このような法的訴訟を必要とすることは合理的ではない<sup>125</sup>と述べた。

裁判所は、委員会や代表者の主張を取り入れて、特別な憲法上の上訴は特別な性質の動議であり、それは、違憲と考えられる法律に対してなされたものであり、補償の決定を審理するものではないとし、この点で、特別な動議は、自由裁量的で例外的の性質を持ち、許可や存続期間という用語に属するものではないと述べ、動議は、フルランの補償を請求する民事訴訟で遅延をカバーするほどの効果はなく、それゆえ、それは、尽くされるべき国内的救済としては考えられない<sup>126</sup>と判示した。

### (3) 国内的救済悉尽の例外理由としての貧困と弁護人の欠如

1989年1月31日、委員会は、裁判所に、米州条約46条1項(a)と46条2項に関して勧告的意見を要請した。委員会が要請したのは、①貧困の理由で国内的救済を利用できない者は、46条2項の国内的救済悉尽の原則の例外に当たるのか、②社会に一般的に蔓延している生命に及ぶ恐怖によって弁護人が弁護を引き受けないときにも46条2項の国内的救済悉尽の原則の例外になるのか、というものだった<sup>127</sup>。

#### (a) 貧困のために裁判できないこと

まず、委員会が問題にしたのは、弁護人を雇う金銭的余裕がないため裁判できない場合、あるいは、裁判所に提出する書類の出願料を支払う余裕がないため裁判所に出廷できない場合は46条2項の例外に当たるのか、ということだった。委員会は、46条1項(a)の条件を満たさない苦情は却下することになるが、これは、米州条約1条1項の経済的地位に基づく差別に当たらないのか<sup>128</sup>と疑問を呈した。

裁判所は、この問題は、46条1項(a)国内的救済悉尽の原則と46条2項(a)法の適正手続、(b)国内的措置へのアクセスの拒否に関係があるとして、本案で取り上げた<sup>129</sup>。

46条1項(a)によって、国内的救済を尽くすことが請願の受理条件になっているが、一方でその例外を定めたのが、46条2項である。しかし、46条2項の例外には、貧困による例外措置は直接には言及されていない。そこで、裁判所は、46条2項の例外事項を1条1項<sup>130</sup>、24条<sup>131</sup>、

124 *Id.*

125 *Id.*

126 *Id.*, para.27

127 Exceptions to the Exhaustion of Domestic Remedies (Art. 46 (1), 46 (2) (a), and 46 (2) (b) of the American Convention on Human Rights), Inter-Am. Ct. H.R., Advisory Opinion OC-11/90 of August 10, 1990 (Ser. A) No. 11, para.2

128 *Id.*, para.3

129 *Id.*, para.15

130 1条1項「この条約の締約国は、この条約において認められる権利および自由を尊重し、その管轄下にあるすべての人に対して、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、経済的地位、出生またはその他の社会的条件によるいかなる差別もなしに、これらの権利および自由の自由かつ完全な行使を確保することを約束する。」

131 24条「すべて人は、法の前に平等である。したがって、すべて人は、差別なしに法による平等の保護を受ける権利を有する。」



8条<sup>132</sup>と関連付けて、その解釈を試みた<sup>133</sup>。

裁判所は、1条1項の「経済的地位」を根拠に、国家は管轄下にあるすべての人に米州条約で保障している人権について、差別なしに保障しなければならないとし、24条では、差別なしに法による平等の保護をすべての人にする義務が述べられていることを確認する。このことから、人権侵害の被害者が貧困のため、弁護人を雇う金銭的余裕がなく、あるいは、訴訟費用を払うことができないため、裁判所に出廷出来なければ、その人は、経済的地位によって差別されており、法の前の平等の保護を受けることができない<sup>134</sup>と裁判所は述べる。

そして、裁判所は、米州条約1条1項が締約国に課している義務は、公権力を行使することを通じて管轄下にいるすべての人に人権の完全で十分な享受を司法上確保できることなので、締約国の義務である<sup>135</sup>と述べる。これはすでに、ベラスケス・ロドリゲス事件<sup>136</sup>やゴディネ・クルス事件<sup>137</sup>で裁判所が判示しているところである。

次に、裁判所は、8条との関係を取り上げる。公正な裁判を受ける権利を保障するため、弁護人を付ける権利を確保することは8条の規定に関係する。1項で刑事的性質の罪と民事上、労働上、金銭上、その他の性質の手続きとを区別して、すべての人はこの両方のタイプの手続きにおいて、裁判所によって正当な保障の下に、審理を受ける権利を有することを規定するが、裁判所は、これらの規定は、最小限の保障をすることを規定しているのであって、米州条約は、特別な状況で、その他の付加的な保障、すなわち公正な審理を保証する必要があることを想定している<sup>138</sup>と述べる。

8条2項(d)では、被告人が自ら防御するか、あるいは、自ら選任する弁護人の援助を受ける権利を有していることが述べられ、同(e)では、被告人がそうしないならば、国内法に従い有償であると否とを問わず、国家が提供する弁護人の援助を受ける奪うことのできない権利を有していると規定する。ただし、このような被告人の権利は、国内法の規定に基づいて許される場合にだけ可能であるということに注意する必要がある<sup>139</sup>と裁判所は指摘する。したがって、この条文は、弁護人が必要とされるときに、弁護費用が無料であることを規定している訳ではなく、貧困者は、弁護人を必要とするときに、国家が弁護人を無料で提供しないのなら、経済的地位の理由によって差別を被っていることになる<sup>140</sup>。

弁護人の欠如は、国内的救済を尽くすことを貧困者から妨げる唯一の要素ではないが、裁判所は、

---

132 8条1項「すべて人は、自己に対してなされた刑事的性質の告訴の立証にあたり、または、民事上、労働上、金銭上その他の性質の権利および義務の決定のために、正当な保障の下に、かつ、合理的な期間内に、法律で事前に設置された権限ある、独立かつ公平な裁判所による審理を受ける権利を有する。」2項(d)「自ら防御するか、または自ら選任する弁護人の援助を受ける被告人の権利、および弁護人と自由にかつ秘密に連絡する被告人の権利」(e)「被告人が自ら防御を行わず、法律が定める期間内に弁護人を選任しない場合に、国内法に従い有償であると否とを問わず、国が提供する弁護人の援助を受ける奪うことのできない権利」

133 Exceptions to the Exhaustion of Domestic Remedies, *supra* note127, para.21

134 *Id.*, para.22

135 *Id.*, para.23

136 Velásquez Rodríguez Case, *supra* note39, para. 166

137 Godínez Cruz Case, Judgment of January 20, 1989 (Ser.C) No. 5, para. 175

138 Exceptions to the Exhaustion of Domestic Remedies, *supra* note127, para.24

139 *Id.*, para.25

140 *Id.* 個人は、民事上、労働上、金銭上その他の性質の権利及び義務の決定に関する事案においても、刑事手続きのための8条2項に提供される権利と同様の公正な審理を受ける権利を有する。

国家が無料で弁護人を付けることがあったとしても、8条が規定する公正な審理を保証するのに必要な費用を出すことを怠ることがあれば、46条1項の例外が適用される<sup>141</sup>と判断した。

裁判所は、8条は公正な審理に必要である時に弁護人を要求していると解釈でき、この時に弁護人を無料で貧困者に提供しない国家は、後になって、被告人には適切な国内的救済措置が存在したが、同被告人は救済を尽くしていないと主張することはできない<sup>142</sup>と判示した。

また、裁判所は、被告人が、弁護人を雇う余裕がないという理由で、自ら防御せざるを得ない場合でさえ、弁護人の欠如が8条の下で公平な審理を受ける権利に影響を及ぼすことが証明されれば、8条違反は存在するとした<sup>143</sup>。

裁判所は、結論として、委員会からあった質問の本質は、1条1項の経済的地位の理由による差別の禁止の結果として弁護人を付けられるかどうかではなく、むしろ、問題は、国内的救済を尽くすことなく、米州条約に保障された権利を保護するために、貧困者が委員会に直接訴えることができるかどうかである<sup>144</sup>と述べ、この質問に対する答えは、貧困者が米州条約に保障された権利を効果的に保護するために弁護人を必要とすること、貧困がこのような弁護人を付けることを妨げられたことが示されたなら、関連のある国内的救済を尽くす必要はないということである<sup>145</sup>と判示した。

#### (b) 弁護人の生命の危険のため、人権被害者が弁護人を雇えないこと

人権侵害事件に携わる弁護人が、社会に蔓延している恐怖によって、自分自身の生命と家族の生命が危険にさらされているために、人権侵害事件を引き受けない状況がある。そのため、人権被害者は、自分たちを代表する弁護人を得ることができず、国内法で利用できる法的救済を効果的に追及することに限界が生じている<sup>146</sup>。

そこで、このような状況にある人権被害者は、国内的救済悉尽の原則を適用せず、46条2項の例外として、請願を受理できるかについて、委員会が米州裁判所に勧告的意見を求めた。

裁判所は、この問題に関して、貧困のために国内的救済を尽くすことができないところで述べた原則をここでも同様に展開する。

まず、裁判所は米州条約1条を挙げ、締約国が同条で認められた権利と自由を尊重する義務を有することだけでなく、これらの権利と自由の完全で十分な行使を管轄権に属するすべての人に保障することを要求するが、国家が実行する人権の保障義務は、米州条約が保障する権利を享受することを妨げるのに存在する障害を取り除くのに必要なすべての措置をとることを国家に要求する<sup>147</sup>と述べる。そして、個人の権利を保護することを意図された法的救済の手段を個人から奪う状況やあるいはその条件を黙認する国家は、結果的に、1条1項に違反している<sup>148</sup>と判示する。

---

141 *Id.*,para.29

142 *Id.*,para.26

143 *Id.*,para.27

144 *Id.*,para.31

145 *Id.*

146 *Id.*,para.3

147 *Id.*,para.34

148 *Id.*

裁判所は、以前から、国内的救済が些細な理由で否定されたり、あるいは、本案の審理なしで否定されるとき、あるいは、政府により命令されたり、あるいは、黙認された慣行あるいは政策の存在の証拠があれば、その結果は他人には通常利用できる国内的救済でも、ある人にとっては利用できないことになるので、このような場合、これらの救済を利用することは意味のない形式的なものとなると表明してきた<sup>149</sup>。

したがって、被害者が弁護人を要求し、社会の一般的恐怖から弁護人を得ることができない場合は、46条2項(b)に規定されている例外が適用され、その被害者は国内的救済を尽くす条件を免除される<sup>150</sup>。この場合に適用できる基準は、弁護人が適切な国内的救済を尽くすために必要であるかどうか、このような弁護人が事実として、利用できるかどうかでなければならない<sup>151</sup>と裁判所は述べる。

結局、裁判所は、人権侵害の被害者は、貧困あるいは、社会にある一般的恐怖から弁護人を付けることができないことにより、米州条約によって保証された権利を保護するために必要な国内的救済を求めるようとして委員会に苦情を出せないのなら、当該被害者は、国内的救済を尽くす必要はない<sup>152</sup>と結論づける。

## おわりに

裁判所は、国家の国内的救済に関する先決的抗弁をほとんどすべて否定して、本案審理に結びつけている。そこには、国家の国内的救済手段が尽くされていないことを証明する条件を裁判所が厳格に判断していることが分かる。また、人権保護の番人としての裁判所の姿勢が見て取れる。

委員会が国内的救済の例外を証明する程度と国内的救済が尽くされていないという国家の証明を比べると、国家の証明の方が要件が厳しく、国内的救済が十分に効果的なものでなければ国家の先決的抗弁が認められないことは明らかになったが、逆に、国家の国内的救済措置が十分に効果的であると証明されれば、今度は請願者が逆の証明を行わなければならないことは国際法上も確立している。しかし、そのような事例はめったになく、国家の証明が不十分である事案が大半である。

委員会は請願の受理を46条2項の例外に求めて、国内的救済の悉尽を延ばそうとする国家の態度に対して、被害者保護を積極的に行っているように見える。1987年1月30日の米州条約27条(2)、25条(1)、7条(6)の緊急時における人身保護令状に対する勧告的意見、1990年8月10日の国内的救済悉尽の例外(46条1項、46条2項a、b)に対する勧告的意見を裁判所に求めたのもその表れと言っていだろう。

強制失踪の結果、行方不明(多くは殺害されている)になった被害者、あるいは不当拘禁の結果、自らの権利を行使できない被害者にとっては、まず、法廷に姿を見せることが人権保護の第一歩であると委員会や裁判所が考えているので、刑事事件における人身保護令状は重要な人権保護の道具である。人権被害者が現実に法廷に出頭出来なければ、それは効果のある国内的救済と見なさない

149 *Id.* Velásquez Rodríguez Case, para. 68; Godínez Cruz Case, para. 71, Fairén Garbí and Solís Corrales Case, Judgment of March 15, 1989 (Ser.C) No. 6, para. 93

150 Exceptions to the Exhaustion of Domestic Remedies, *supra* note 127, para. 35

151 *Id.*, para. 38

152 *Id.*, para. 2

ことが裁判事例で確認できる。

国内的救済悉尽の例外に、裁判所は、貧困のため弁護人をつけることができなかつたり、訴訟費用を払えないこと、あるいは、自らの生命と家族の生命の恐怖のために、請願者の弁護をする弁護人がいないという状況も裁判所は国内的救済悉尽の例外事例と見なしている。確かに、人権活動家の生命が狙われ、実際に殺害された例が多い米州諸国の傾向から、弁護人の欠如という状況を国内的救済の例外として挙げることは、米州人権制度の特徴といえる。

人権侵害の実際は個々にその状況が異なるため、一つ一つを詳細に分析して、その解決に結びつけることが必須である。米州諸国に民主政府が戻ってきた今日、人権保護の風潮が米州諸国に根づくための基盤が委員会の活動や裁判所の判例の積み重ねによってできていくことは間違いない。